

羽衣国際大学 障がい学生修学支援規程

平成30年3月16日 制定

平成30年4月 1日 施行

(目的)

第1条 この規程は、障害者基本法並びに障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律その他の法令の定めに基づき、羽衣国際大学における障がい学生支援に関する基本方針に則して、障がい学生支援を実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、「障がいのある学生」とは、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む）その他の心身の機能の障がい（以下、「障がい」と総称する。）があり、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものである。障がい学生支援の対象となる者は、本人が支援を受けることを希望し、かつ第4条に定める羽衣国際大学障がい学生支援委員会において、その必要性を認めた者をいう。

(責務)

- 第3条** 学長は、障がいのある学生が修学における不利益を受けないよう配慮するとともに、障がいのある学生の支援に関する方策を推進する責務を有する。
- 2 学部長は、当該部局の障がいのある学生が修学における不利益を受けないよう配慮するとともに、具体的な支援を実施する責務を有する。
 - 3 教職員は、当該部局の障がいのある学生が修学における不利益を受けないよう配慮するとともに、修学環境面での障壁除去に努め、障害のある学生の支援方策の実施に対し積極的に協力するよう努めなければならない。

(委員会の設置)

- 第4条** 障がいのある学生の受け入れとその修学支援に関する重要事項を審議するため、羽衣国際大学障がい学生支援委員会（以下「委員会」という。）を置く。
- 2 委員会に関し必要な事項は別に定める。

(支援実施体制)

- 第5条** 委員会は、学生の支援の申し出に対し、その教育的ニーズと意思を十分尊重したうえで、関係各部局と協議し、個別の修学面での支援計画を策定する。
- 2 具体的支援は、障害のある学生が所属する学部が主たる責任をもって実施する。
 - 3 委員会は、具体的支援が円滑に行われるよう、関係部局間の調整を行う。

(規程類の整備及び予算上の措置)

第6条 学長は、この規程の目的を達成し支援を遂行するため、必要な規程類の整備及び予算措置を講じるよう努めなければならない。

(事務)

第7条 支援に関する事務は、教学センター学生・学習支援グループにおいて処理をする。

(補足)

第8条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、委員会において審議し、学長が別に定めることができる。

附 則 この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。